

有害使用済機器の保管等に関する届出の手引き

届出にあたって

平成30年4月1日に改正廃棄物処理法が施行され、有害使用済機器の保管等に関する届出が義務付けられました。

1 届出に際して

届出をしようとする者は、届出書等の作成を行う前に、廃棄物対策課まで事前にご相談ください。(Tel 076-225-1474)

また、届出書等の提出の際には、事前に必ず時間の余裕を持って廃棄物対策課までご連絡ください。

なお、金沢市内で有害使用済機器の保管等を行う場合には、金沢市長への届出が必要になります。

2 記入に際して

(1) 届出書等を記入する際には、有害使用済機器の保管等に関するガイドライン(第1版)(平成30年3月 環境省)もよく読んだうえで記入してください。

(2) 届出書等にもれなく記入のうえ、正本1部、副本2部の計3部を作成し、提出書類一覧表によりチェックした後、提出してください。

(3) 副本1部については、受付印を押印のうえ申請者に返却します。

平成30年6月

石川県生活環境部

目 次

1	届出の対象者	1
2	届出の方法等	1
	(1) 届出の期限	1
	(2) 届出書の提出先及び部数	1
3	保管等の届出	2
	(1) 手続きについて	2
	(2) 提出書類について	2
4	変更の届出	4
	(1) 手続きについて	4
	(2) 提出書類について	4
5	廃止の届出	5
	(1) 手続について	5
	(2) 提出書類について	5
	【参考：有害使用済機器】	6
	【参考：届出を要しない者】	7
	【参考：規則第13条の2第1号関係において、届出不要となる処理の一覧】	8
6	有害使用済機器の保管基準	10
7	有害使用済機器の処分基準	13
8	帳簿の作成と保存	14
	(1) 帳簿の作成	14
	(2) 帳簿の保存	14

1 届出の対象者

有害使用済機器の保管又は処分（再生を含む。以下、同じ。）を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。以下「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届出をしなければなりません。（法第17条の2第1項）

「有害使用済機器」とは

「使用を終了し^{※1}、収集された^{※2}機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの」であり、具体的には政令第16条の2に規定する機器であること。（→ P6 参照）

※1「使用を終了し」とは、機器が全体として機能せず、かつ本来意図されている用途として使用できない状態になっていることをいうこと。なお、部品等の機器の一部のみが使用可能であっても、機器が全体として機能していない場合にあつては、使用を終了していると解すること。ただし、仮に機器の一部が機能しない場合であっても、修理が予定されている場合は、「使用を終了」しているとはいえないこと。

※2「収集された」とは、機器が行為として収集されたことをいい、有害使用済機器になる前の機器の所有者等自らが有害使用済機器の排出者となる場合は、「収集された」こととはならないこと。

なお、以下の者については、届出を要しません。（→ P7~8 参照）

- ア 有害使用済機器が廃棄物となったものの処理に係る許可、認定、委託又は指定を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管を業として行おうとする者
- イ 有害使用済機器の保管の用に供する事業場（2以上の事業場を有する者にあつては、各事業場の敷地面積が100㎡を超えないものを設置する者
- ウ 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であつて、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う者

2 届出の方法等

(1) 届出の期限

届出の種類	届出の期限
保管等の届出	有害使用済機器の保管又は処分を開始する日の10日前まで (注意)平成30年(2018年)4月1日時点で既に、有害使用済機器の保管又は処分を業として行っている場合は、平成30年(2018年)10月1日まで
変更の届出	変更の10日前まで
廃止の届出	廃止してから10日以内

(2) 届出書類の提出先及び部数

- ① 提出先 石川県生活環境部廃棄物対策課 審査グループ
(石川県金沢市鞍月1-1 TEL076-225-1472 FAX076-225-1473)
- ② 部数 3部(正本1部、副本2部)

3 保管等の届出

(1) 手続きについて

有害使用済機器保管等業者は、有害使用済機器の保管等を開始する日の10 日前までに、都道府県知事に届出をしなければなりません。

なお、法律の施行の平成 30 年(2018 年)4 月 1 日時点で既に、有害使用済機器の保管又は処分を業として行っている場合は、施行の日から 6 月を経過する日(平成 30 年(2018 年)10 月 1 日)までに届出をしなければなりません。

届出書類は日本工業規格 A 列 4 番を使用し、登記事項証明書等の公的機関が発行する証明書については、申請日の 3 ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

(2) 届出書類について

① 有害使用済機器保管等届出書(様式第 35 号の 2)

記載例を確認のうえ記載してください。

② 添付書類

ア 事業計画の概要(様式第 1 号第 1 面及び第 2 面)

事業の全体計画、処理の方法及び取扱品目等について確認します。事業の計画については、様式第 1 号第 1 面に保管と処分*についてそれぞれ記載してください。また、様式第 1 号第 2 面には、取扱品目ごとに受入予定量、予定受入先事業者、処理方法*、処分量*、予定持出先について記載してください。

※ 処分を行う場合に記載

イ 事業の用に供する施設の概要(様式第 2 号、様式第 3 号)

保管施設については、様式第 2 号に設置場所、保管する有害使用済機器の品目、面積及び保管高さについて記載してください。

処分の用に供する施設については、様式第 3 号に処理施設の種類、設置場所、設置年月日、処理能力、処分を行う有害使用済機器の品目、処理方式及び設備の概要、環境保全措置の概要について記載してください。

ウ 環境保全措置の概要(様式第 4 号)

保管施設において講ずる措置と処分施設において講ずる措置*を様式第 4 号に記載してください。有害使用済機器の保管基準及び処分基準*への対応について記載してください。

※ 処分を行う場合に記載

エ 事業場の平面図及び付近の見取図

事業場の状況がわかる平面図を作成し、添付してください。保管場所や油水分離槽の位置等をわかりやすく記載してください。事業場の周辺が分かる見取図を添付してください。見取図には、事業場の位置を明記してください。

オ 事業の用に供する施設に関する書類

保管施設について、保管場所の設計計算書(面積、保管量及び積み上げ高さの計算根拠を示したもの。)、囲いの構造計算書(平面図や立面図等に長さ

を記載するなどして、計算過程が分かるようにすること。) *及び施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び当該施設の付近の見取図を提出してください。

処分の用に供する施設を設置する場合には、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図を提出してください。

※ 囲いに直接荷重がかかる場合に必要

カ 届出をしようとする者が事業場又は施設の所有権を有することを証する書類

事業場に該当する土地について、土地の登記簿謄本を添付してください。この際、土地について、届出をしようとする者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類として、貸借契約書等の写し又は使用承諾書等を併せて添付してください。

また、施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類を提出してください。

キ 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類（様式第5号）

処分又は再生を業として行う場合は、様式第5号に処分又は再生に伴って生じた廃棄物の種類ごとに、その処理方法又は再生品の利用方法を詳細に記載してください。

ク （個人の場合）住民票の写し

届出をしようとする者が、個人の場合は、住民票の写し（原本）を提出してください。住民票の写し（原本）は必ず本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものを添付してください。また、個人番号（マイナンバー）の記載がないものにしてください。

ケ （法人の場合）定款（又は寄附行為）及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

届出をしようとする者が法人の場合は、定款（又は寄附行為）及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を提出してください。定款の末尾に、現行定款の写しに相違ない旨を日付とともに記入のうえ、記名してください。

コ （未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合）法定代理人の住民票の写し（原本）

届出をしようとする者が、未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合は、法定代理人の住民票の写し（原本）を提出してください。住民票の写し（原本）は必ず本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものを添付してください。また、個人番号（マイナンバー）の記載がないものにしてください。

4 変更の届出

(1) 手続きについて

有害使用済機器保管等業者は、次に掲げる（届出）事項の内容を変更しようとするときは、変更の10日前までに都道府県知事に届出をしなければなりません。

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・事業の範囲
- ・事務所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積
- ・保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ
- ・規則第13条の6の規定による高さのうち最高のもの
- ・処分又は再生を行う場合にあっては、当該処分又は再生に係る事業場の所在地及び処分又は再生を行う有害使用済機器の品目
- ・事業の用に供する施設を設置する場合にあっては、当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
- ・届出をしようとする者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

なお、届出書類は日本工業規格 A 列 4 番を使用し、登記事項証明書等の公的機関が発行する証明書については、申請日の 3 ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

(2) 届出書類について

- ① 有害使用済機器保管等変更届出書（様式第 35 号の 3）
記載例を確認のうえ記載してください。
- ② 変更する内容に応じて、3(2)②に掲げる書類及び図面の添付が必要になります。
- ③ 事業場及び施設の所有権を有することを証する書類、住民票、定款又は寄付行為及び登記事項証明書の添付が必要な変更については、これらの書類が整った後遅滞なく、届出を行う必要があります。

5 廃止の届出

(1) 手続について

有害使用済機器の保管等に関する届出を行った者は、当該届出に係る有害使用済機器の保管又は処分の事業の全部又は一部を廃止^{*}したときは、事業場を所管する都道府県知事に廃止の日から 10 日以内に届出をしなければなりません。

※事業の一部の廃止とは、事業の範囲の一部廃止（保管又は処分・再生のうちの一部を廃止する場合）、複数の事業場の内一部を廃止する場合、取扱い品目の一部を廃止する場合等を指します。

なお、届出書類は日本工業規格 A 列 4 番を使用し、登記事項証明書等の公的機関が発行する証明書については、申請日の 3 ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

(2) 届出書類について

- ① 有害使用済機器保管等廃止届出書（様式第 35 号の 4）
記載例を確認のうえ記載してください。
- ② 必要に応じて、一部廃止によって変更のあった内容ごとに、変更前・変更後の内容を記載した書類（新旧対照表）を添付してください。

【参考：有害使用済機器】

【政令第16条の2】

- 1 ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- 2 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 3 電気洗濯機及び衣類乾燥機
- 4 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）
 - ロ ブラウン管式のもの
- 5 電動ミシン
- 6 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- 7 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- 8 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 9 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- 10 フィルムカメラ
- 11 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
- 12 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第2号に掲げるものを除く。）
- 13 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第1号に掲げるものを除く。）
- 14 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第3号に掲げるものを除く。）
- 15 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 16 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- 17 電気マッサージ器
- 18 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 19 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- 20 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- 21 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 22 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
- 23 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第4号に掲げるものを除く。）
- 24 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
- 25 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- 26 パーソナルコンピュータ
- 27 プリンターその他の印刷用電気機械器具
- 28 ディスプレイその他の表示用電気機械器具
- 29 電子書籍端末
- 30 電子時計及び電気時計
- 31 電子楽器及び電気楽器
- 32 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

※ 家庭用機器と業務用機器の取扱い

家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法上の対象機器は家庭用に製造された機器（いわゆる家庭用機器）に限定されているが、その他機器（いわゆる業務用機器）と同様の形状、機能、性状や効用を持ったものも多く、品番まで確認しなければ家庭用機器か業務用機器か区別できないものもある。そのため、家庭用機器との差異について、現場での判断が容易でないもの限り、業務用機器についても対象とすることとしている。

【参考：届出を要しない者】

有害使用済機器の保管等に関する届出を要しない適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者は、有害使用済機器の保管（当該保管と併せて行う処分を含む。）を業として行おうとする者が、規則第13条の2各号のいずれかに該当する場合には限られます。

【規則第13条の2各号】

- 1 政令第16条の2各号に掲げる機器が廃棄物となったものの処理（有害使用済機器の保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ当該廃棄物の保管、処分又は再生）に係る次に掲げる許可、認定、委託又は指定を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管を業として行おうとする場合
 - イ 法第7条第1項の許可
 - ロ 法第7条第6項の許可
 - ハ 法第9条の8第1項の認定
 - ニ 法第9条の9第1項の認定
 - ホ 法第14条第1項の許可
 - ヘ 法第14条第6項の許可
 - ト 法第15条の4の2第1項の認定
 - チ 法第15条の4の3第1項の認定
 - リ 規則第2条第1号の委託
 - ヌ 規則第2条第2号の指定
 - ル 規則第2条第4号の指定
 - ヲ 規則第2条の3第1号の委託
 - ワ 規則第2条の3第2号の指定
 - カ 規則第2条の3第4号の指定
 - ヨ 規則第9条第2号の指定
 - タ 規則第9条第4号の指定
 - レ 規則第10条の3第2号の指定
 - ソ 規則第10条の3第4号の指定
 - ツ 特定家庭用機器再商品化法第23条第1項の認定
 - ネ 特定家庭用機器再商品化法第23条第1項の認定を受けている者からの委託
 - ナ 特定家庭用機器再商品化法第32条第1項の指定
 - ラ 特定家庭用機器再商品化法第32条第1項の指定を受けている者からの委託（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）
 - ム 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定
 - ウ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る同法第11条第4項第1号の認定計画に従って行われる場合に限る。）
- 2 市町村である場合
- 3 都道府県である場合
- 4 国である場合
- 5 有害使用済機器の保管の用に供する事業場（2以上の事業場を有する者にあつては、各事業場）の敷地面積が100㎡を超えないものを設置する場合
- 6 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であつて、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行うとき

【参考：規則第 13 条の 2 第 1 号関係において、届出不要となる処理の一覧】

※ 下の表に掲げる有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理（保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ保管、処分又は再生）に係る許可等（許可、認定、委託又は指定をいう。以下同じ。）^注を受けた者が、当該許可等に係る事業場で保管等（当該保管と併せて行う処分又は再生を含む。以下同じ。）を行う場合に限る。

なお、当該許可等を受けている期間内に行われる保管等についてのみ届出不要となる。

※ 下の表中の処分には再生を含む。

	対象事業者	届出不要となる処理	
		保管	処分
イ	一般廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。）	届出不要	
ロ	一般廃棄物処分業者	届出不要	届出不要
ハ	一般廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	
	一般廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	届出不要
ニ	一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第 9 条の 9 第 2 項第 2 号に規定する者であって積替施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	
	一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第 9 条の 9 第 2 項第 2 号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	届出不要
ホ	産業廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。）	届出不要	
ヘ	産業廃棄物処分業者	届出不要	届出不要
ト	産業廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	
	産業廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限る。）	届出不要	届出不要
チ	産業廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第 15 条の 4 の 3 第 2 項第 2 号に規定する者であって積替施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	
	産業廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第 15 条の 4 の 3 第 2 項第 2 号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）	届出不要	届出不要
リ	市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（積替保管を含む収集運搬に係る委託を受けた者に限る。）	届出不要	
ヌ	再生利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）	届出不要	
ル	広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）	届出不要	
ヲ	市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者	届出不要	届出不要
ワ	再生利用されることが確実であるとして市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの	届出不要	届出不要
カ	広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者	届出不要	届出不要
ヨ	再生利用されることが確実であるとして都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたもの（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）	届出不要	

タ	広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）	届出不要	
レ	再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの	届出不要	届出不要
ソ	広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者	届出不要	届出不要
ツ	家電リサイクル法第 23 条第 1 項の認定を受けた製造業者等	届出不要	届出不要
ネ	家電リサイクル法第 23 条第 1 項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	
	家電リサイクル法第 23 条第 1 項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	届出不要
ナ	家電リサイクル法第 32 条第 1 項に規定する指定法人	届出不要	届出不要
ラ	家電リサイクル法第 32 条第 1 項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	
	家電リサイクル法第 32 条第 1 項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	届出不要
ム	小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項に基づく認定事業者（当該認定を受けた再資源化事業計画（変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。）に従って積替保管のみを行う場合に限る。）	届出不要	
	小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項に基づく認定事業者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。）	届出不要	届出不要
ウ	小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。）	届出不要	
	小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う者に限る。）	届出不要	届出不要

注：有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理に係る許可等とは、金属又はプラスチックを主として含む廃棄物の処理に係る許可等を含みます。

6 有害使用済機器の保管基準

有害使用済機器の保管の基準は、次のとおりです。

- ① 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。
- ② 環境省令^{※1}で定めるところにより、外部から見やすい箇所に有害使用済機器の保管の場所である旨その他有害使用済機器の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
- ③ 保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - ・ 保管する有害使用済機器の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。
 - ・ 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた有害使用済機器の高さが環境省令^{※2}で定める高さを超えないようにすること。
 - ・ 有害使用済機器の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。
 - ・ その他環境省令^{※3}で定める措置
- ④ 保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ⑤ 保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管することその他の環境省令^{※4}で定める措置を講ずること。
- ⑥ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

※1 有害使用済機器の保管の場所に係る掲示板

掲示板は、縦及び横それぞれ60cm以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものであること。

- ① 有害使用済機器の処分又は再生を行う場合にあっては、有害使用済機器の保管の場所である旨に加えて、有害使用済機器の処分又は再生の場所である旨
- ② 保管する有害使用済機器の品目
- ③ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④ 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあっては、保管の高さのうち最高のもの

【掲示板の例】

掲示板の大きさ：縦及び横それぞれ60cm以上

有害使用済機器の保管場所		
保管する有害使用済機器の品目		
管理者	氏名又は名称	
	連絡先	
	責任者名	
最大保管高さ		m

または「廃棄物処理法第17条の2に規定する機器（有害使用済機器）の保管場所」

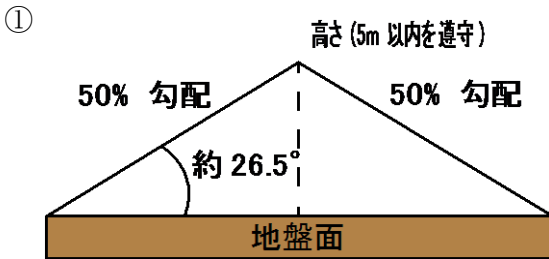
処分（又は再生）も行っている場合は、「～の保管・処分（再生）場所」と記載

代表的な取扱品目を3つ以上記載。なお、代表的な品目の選定に当たっては、取扱量上位3種を選定するなど、取扱実態と乖離しない品目を選定すること。

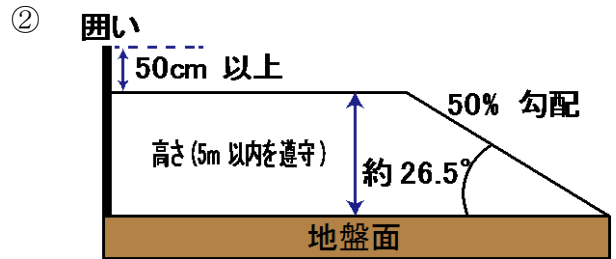
※2 有害使用済機器の保管の高さ	
保管の場所の囲いに保管する有害使用済機器の荷重が直接かかる構造である部分（以下「直接負荷部分」という。）が無い場合	当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点（当該交点が2以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ
保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合（次号に掲げる場合を除く。）	直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50cmの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが50cmに満たない場合にあつては、その下端）（以下「基準線」という。）から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、次の①に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、①又は②に規定する高さのうちいずれか低いもの）又は5mのうちいずれか低いもの ① 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ ② 前号に規定する高さ
保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合	次の①から③までに規定する高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ ① 当該保管の場所の当該三方以外の方向から、事業の用に供する施設（当該保管の場所を除く。）又は事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のもの2分の1に相当する高さ ② 当該直接負荷部分の基準線の高さ ③ 5m

【保管高さについて】

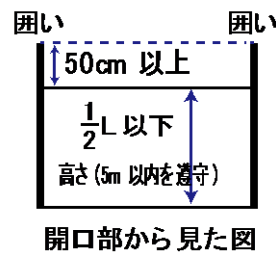
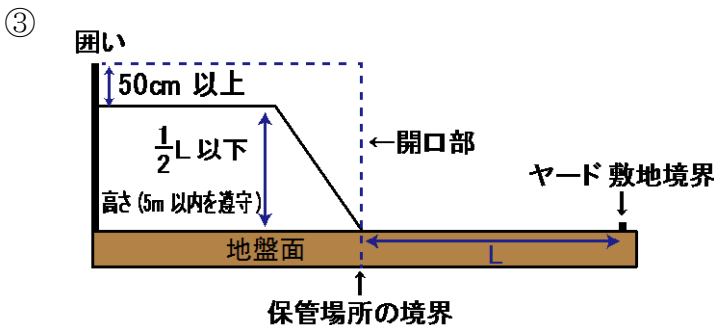
屋外で容器を用いずに保管する場合、①堅牢な囲いに接しない場合、②一方が堅牢な囲いに接する場合、③三方が堅牢な囲いに接する場合、の三つの場合について基準が定められている。



① 水平面に対し、50%勾配（約26.5度）で保管する。ただし、最大保管高さ5m未満。



② 囲いに接する面は、壁の上辺から50cm下げた高さ又は、5mのうち低い方を最大保管高さとする。また、囲いに接していない面は、水平面に対し、50%勾配（約26.5度）で保管する。



③ 囲いに接する面は、壁の上辺から50cm下げた高さ、又は5mのうち低い方を最大保管高さとする。また、囲いに接していない面の境界線と、境界線や事務所等までの水平距離の1/2に相当する保管高さ以下とする場合は、勾配は規定されていない。

※3 有害使用済機器の保管に係る飛散防止等のための措置

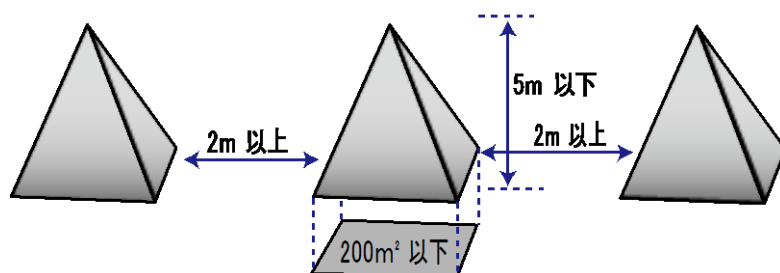
保管を業として行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

※4 有害使用済機器の保管に係る火災の発生又は延焼防止のための措置

- ① 有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管すること。
- ② 有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあつては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
- ③ 有害使用済機器の一の保管の単位の面積を 200 m^2 以下とすること。
- ④ 隣接する有害使用済機器の保管の単位の間隔は、 2 m 以上とすること（当該保管の単位間に仕切りが設けられている場合を除く。）
- ⑤ その他必要な措置

図：※4 ③④隔離距離の基準

【 隔離距離の基準】



7 有害使用済機器の処分基準

(1) 有害使用済機器の処分（焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下同じ。）又は再生に当たっては、次によること。

- ① 処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - ・ 有害使用済機器の処分又は再生に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、処分又は再生の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。
 - ・ その他環境省令^{※1}で定める措置
- ② 処分又は再生に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 処分又は再生の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分または再生すること
その他の環境省令^{※2}で定める措置を講ずること。
- ④ ①～③に掲げるもののほか、【政令第16条の2に規定する機器】の1～4までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法^{※3}により行うこと。

(2) 有害使用済機器は、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を行ってはならないこと。

※1 有害使用済機器の処分又は再生に係る飛散防止等のための措置

処分又は再生を業として行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

※2 有害使用済機器の処分又は再生に係る火災の発生又は延焼防止のための措置

- ① 有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分又は再生すること。
- ② 有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあつては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
- ③ その他必要な措置

※3 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の2第1号から第4号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（環境省告示10号、平成30年3月12日）」により処分する必要がある。

【処分に伴う保管について】

処分に伴う保管に関しては、「6 有害使用済機器の保管基準」を参照すること。

8 帳簿の作成と保存

(1) 帳簿の作成

有害使用済機器保管等業者は、帳簿を備え、有害使用済機器の保管、処分又は再生について、次の表に沿った帳簿を作成しなければなりません。

また、帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における下表に掲げる事項について、記載を終了していなければなりません。

保 管	処分又は再生
<p>① 受入年月日</p> <p>② 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目</p> <p>③ 搬出した場合には、搬出した年月日、搬出先ごとの搬出量及び搬出した有害使用済機器の品目</p>	<p>① 処分又は再生年月日</p> <p>② 処分又は再生した場合には、処分方法ごとの処分量又は再生方法ごとの再生量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目</p> <p>③ 処分又は再生に伴って生じた廃棄物、再生品及びその他の物の持出年月日、当該物の持出先ごとの持出量並びに処分又は再生した有害使用済機器の品目</p>

(2) 帳簿の保存

有害使用済機器保管等業者は、作成した帳簿を、次に掲げるところにより保存しなければなりません。

- ① 一年ごとに閉鎖すること。
- ② 閉鎖後5年間、事業場ごとに保存すること。

提出書類一覧表(石川県版)

[有害使用済機器の保管等に関する届出]

提出書類	確認	新規	
		保管	処分
① 有害使用済機器保管等届出書(様式35号の2)		◎	◎
② 添付書類			
イ 事業計画の概要(様式第1号) ・事業の全体計画 ・処理の方法(保管・処分の別) ・取扱品目(品目ごとの受入予定量、予定受入先事業者、保管場所、処理方法、予定持出先)		◎	◎
ロ 事業の用に供する施設の概要 ・保管施設の概要(様式第2号) ・処分の用に供する施設の概要(様式第3号)		◎	◎
ハ 環境保全措置の概要(様式第4号)		◎	◎
ニ 事業場の平面図及び付近の見取図 ・事業場の状況がわかる平面図 ・事業場の周辺の状況がわかる見取図		◎	◎
ホ 事業の用に供する施設に関する書類 ・当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図		◎	◎
ヘ 届出をしようとする者が場所又は施設の所有権を有することを証する書類 ・土地の登記簿謄本(所有権を有しない場合は、貸借契約書等が必要) ・施設の所有権を有することを証する書類(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有することを証する書類)		◎	◎
ト 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類(処分又は再生を業として行う場合)(様式第5号) ・処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法		—	◎
チ (個人の場合)住民票の写し(原本)		◎	◎
リ (法人の場合)定款(又は寄付行為)及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(原本)		◎	◎
ヌ (未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合)法定代理人の住民票の写し(原本)		◎	◎

注意事項

- (1) 「◎」必要
- (2) 登記簿事項証明書及び住民票の写し等にあつては、申請日の3ヶ月以内に発行されたものとする。
- (3) 用紙の大きさは図面等を除き、日本工業規格A列4番とすること。